

特別養護老人ホームつるぎ荘

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

	基本単価（個室・多床室共通）				
	要介護 1※	要介護 2※	要介護 3※	要介護 4※	要介護 5※
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,155 円	6,886 円	7,649 円	8,380 円	9,101 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,539 円	6,197 円	6,884 円	7,542 円	8,190 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	616 円	689 円	765 円	838 円	911 円

※上記は全て1日の金額です。1ヶ月計算により精算となりますので若干数字は異なります。

※施設の体制、職員の配置状況及びご利用のサービスにより別途下記加算分を請求します。		
・個別機能訓練加算（Ⅰ）		1日 125 円（自己負担 13 円）
・個別機能訓練加算（Ⅱ）		1月 209 円（自己負担 21 円）
・精神科医療養指導加算		1日 52 円（自己負担 6 円）
・栄養マネジメント強化加算		1日 114 円（自己負担 12 円）
・日常生活継続支援加算		1日 376 円（自己負担 38 円）
・看護体制加算（Ⅰ）		1日 41 円（自己負担 5 円）
・看護体制加算（Ⅱ）		1日 83 円（自己負担 9 円）
・夜勤職員配置加算（Ⅰ）		1日 135 円（自己負担 14 円）
・夜勤職員配置加算（Ⅲ）		1日 167 円（自己負担 17 円）
・認知症専門ケア加算（Ⅰ）		1日 31 円（自己負担 4 円）
・認知症専門ケア加算（Ⅱ）		1日 41 円（自己負担 5 円）
・若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者様に対しサービスを提供した場合	1日 1,254 円 （自己負担 126 円）
・障害者生活支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に障害のある利用者に障害者生活支援員を配置し、サービス提供している場合	1日 271 円（自己負担 28 円）
・初期加算	入所日から 30 日以内の期間について加算	1日 313 円（自己負担 32 円）

・経口移行加算	医師の指示のもと、「経口移行計画」を作成し、経口による食事摂取のための栄養管理を行った場合	1日 292円(自己負担30円)
・経口維持加算(Ⅰ)	医師の指示のもと、「経口維持計画」を作成し、摂食、嚥下機能の管理を行った場合	1月 4,180円 (自己負担418円)
・経口維持加算(Ⅱ)		1月 1,045円 (自己負担105円)
・口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科衛生士による口腔ケアを実施した場合	1月 940円 (自己負担94円)
・口腔衛生管理加算(Ⅱ)		1月 1,149円 (自己負担115円)
・療養食加算	管理栄養士による管理の元、療養食を提供した場合	1食 62円(自己負担7円)
・自立支援促進加算	医師の評価を元に自立支援のための支援計画を作成しケアを行った場合	1月 3,135円 (自己負担314円)
・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	継続的に褥瘡管理をした場合	1月 31円(自己負担4円)
・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		1月 135円(自己負担14円)
・排せつ支援加算(Ⅰ)	医師の指示のもと支援計画を作成し継続的に排せつ支援を行った場合	1月 104円(自己負担11円)
・排せつ支援加算(Ⅱ)		1月 156円(自己負担16円)
・排せつ支援加算(Ⅲ)		1月 209円(自己負担21円)
・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	厚生労働省が運営する科学的介護データベースを利用した場合	1月 418円(自己負担42円)
・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		1月 522円(自己負担53円)
・配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間、深夜、またはそれらを除く勤務時間外時間に医師が施設を訪問し、診療を行った場合	1回 ※早朝・夜間に診療した場合 6,792円(自己負担680円) ※深夜に診療した場合 13,585円(自己負担1,359円) 上記を除く勤務外時に診療した場合 3,396円(自己負担340円)
・看取り介護加算	看取り介護を実施した場合 (最大で45日間)	死亡日当日 16,511円(自己負担1,652円) 死亡日の前日、前々日 8,151円(自己負担816円) 死亡日の4日前～30日前 1,504円(自己負担151円) 死亡日の31日前～45日前 752円(自己負担76円)

・生活機能向上連携加算（Ⅰ）	他のリハビリ実施事業所と連携して生活機能の改善を図った場合	1月 1,045円 (自己負担105円)
・生活機能向上連携加算（Ⅱ）		1月 2,090円 (自己負担209円)
・ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合	1月 313円 (自己負担32円)
・ADL維持等加算（Ⅱ）		1月 627円 (自己負担63円)
・協力医療機関連携加算（Ⅰ）	相談・診察体制を常時確保し緊急入院を受け入れる体制を確保している場合	1月 1,045円 (自己負担105円)
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	協力医療機関との間で新興感染症発生時の対応を行う体制を確保している場合	1月 104円 (自己負担11円)
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等のテクノロジーを導入し、施設の生産性の改善を継続している場合	1月 104円 (自己負担11円)
・安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	初月のみ 209円（自己負担21円）
・退所前訪問相談援助加算	退所する前後に退所時、退所後の生活について相談援助を行った場合	1回 4,807円 (自己負担481円)
・退所前訪問相談援助加算		1回 4,180円 (自己負担418円)
・退所時相談援助加算		
・退所時連携加算		1回 5,225円 (自己負担523円)
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額の14.0%を乗じた金額	

※早朝…午前6時～午前8時 夜間…午後6時～午後10時 深夜…午後10時～午前6時

介護報酬に係る自己負担金及び利用料金表

入 所 者

費 用	金 額 等	〆切日・徴収日	備 考
※介護費	1 割 ※2割・3割	月末〆切 翌月26日徴収	介護度判定で認定された介護度による報酬額上の1割を徴収させていただきます。※一般世帯並み収入の方は2割あるいは3割
食費	1,650円/日	月末〆切 翌月26日徴収	食材料費、光熱水費、調理員の人件費等として徴収させていただきます。
居住費	個室1,231円/日 多床室 915円/日	月末〆切 翌月26日徴収	室料・光熱水費
特別な食事	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	ご契約者のご希望に基づいて提供した食事(お酒を含む)や行事等により特別な食事の材料にかかる費用として徴収させていただきます。
理美容費	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	各個人の希望でご利用された時の理美容代。
行事・レクリエーション・クラブ活動費	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	各個人の希望で参加される遠足、ドライブ、観劇、クラブ活動等の実費相当分を徴収させていただきます。
貴重品管理費	1,000円/1ヵ月	月末〆切 翌月26日徴収	預かり金及び貴重品管理。左記に関する文書通信費、事務費、人件費等
健康管理費	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	健康診断費、予防接種費等
日用品費	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	嗜好品、洗面具、化粧品、衣類、日用品等
外出・外泊時の移送費	500円/1回	月末〆切 翌月26日徴収	各個人の希望での外出された時。
喫茶、売店	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	喫茶、売店等
家族交流費	実 費 (消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	文化祭、納涼会等
エンゼルケア費	20,000円	月末〆切 翌月26日徴収	死亡診断書、死後の処置代、浴衣等

(注) 誕生会、レクリエーションの費用は無料です。

寝具類は、原則として無料です。

※印は、介護保険制度で定められたものです。

その他、複写物は1枚10円頂きます。上記以外で費用を必要とする事態が発生した場合、実費相当分徴収させていただきます。

居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合には、施設利用の居住費・食費の負担が、以下のように軽減されます。

各市町村に申請をして、介護保険負担限度額認定証を発行してもらう必要があります。

入所者

区分	要件	居住費		食費
		個室	多床室	
利用者負担 第1段階	生活保護受給者 または 老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税であって、かつ、預金残高が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の方	380円/日	0円/日	300円/日
利用者負担 第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方でかつ、預金残高が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下の方	480円/日	430円/日	390円/日
利用者負担 第3-1段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方でかつ、預金残高が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下の方	880円/日	430円/日	650円/日
利用者負担 第3-2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方でかつ、預金残高が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下の方	880円/日	430円/日	1,360円/日
利用者負担 第4段階	上記以外の方	1,231円/日	915円/日	1,650円/日

令和8年2月1日より 改定